



# 電気需給約款[高圧]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2024年4月1日実施



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款」といいます。）、業務用電力2型約款〔高圧〕、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、高圧電力2型約款〔高圧〕、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、農事用電力約款〔高圧〕、深夜電力約款〔高圧〕、市場ハイブリッドプラン要綱、市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）、ブレンド契約要綱または燃料費調整単価固定オプション要綱（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、この供給条件実施の日から2024年6月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### 2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ロにかかわらず、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ロによって算定された値から(2)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものといたします。
- (2) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

|             | この供給条件実施の日から2024年5月分の計量期間等の終期までの期間 | 2024年6月分の計量期間等 |
|-------------|------------------------------------|----------------|
| 1 キロワット時につき | 1 円80銭                             | 0 円90銭         |

### 3 料金の特別措置

需給約款17（市場価格連動プラン）および需給約款18（臨時電力）の適用

を受けるお客さまの料金は、需給約款17（市場価格連動プラン）（4）および需給約款18（臨時電力）（3）にかかわらず、需給約款17（市場価格連動プラン）（4）および需給約款18（臨時電力）（3）によって料金として算定された金額から次の特別措置の割引単価およびその1月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものいたします。

なお、特別措置の割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

|            | この供給条件実施<br>の日から2024年5<br>月分の計量期間等<br>の終期までの期間 | 2024年6月分の<br>計量期間等 |
|------------|------------------------------------------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 1円80銭                                          | 0円90銭              |

#### 4 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費等調整単価は、需給約款附則2（契約種別および料金その他の供給条件についての経過措置）（7）イ（ハ）にかかわらず、需給約款附則2（契約種別および料金その他の供給条件についての経過措置）（7）イ（ハ）によって算定された値から(2)の特別措置の燃料費等調整単価を差し引いたものいたします。ただし、市場ハイブリッドプラン要綱6（料金）（2）または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）（2）の市場価格調整額を算定する場合の燃料費等調整単価は、需給約款附則2（契約種別および料金その他の供給条件についての経過措置）（7）イ（ハ）によって算定された値といたします。

- (2) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりいたします。

|            | この供給条件実施<br>の日から2024年5<br>月分の計量期間等<br>の終期までの期間 | 2024年6月分の<br>計量期間等 |
|------------|------------------------------------------------|--------------------|
| 1キロワット時につき | 1円80銭                                          | 0円90銭              |

## 5 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この供給条件は、2024年4月1日から実施いたします。

### 2 この供給条件実施にともなう切替措置

この供給条件実施にともない、電気需給約款〔高圧〕等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）（2024年1月1日実施）は廃止いたします。